

## 広島市軽自動車税課税免除申請書

広島市長

## 納税義務者

住所又は所在地  
氏名又は名称  
(法人の場合は代表者の氏名)  
連絡先電話番号  
古物商許可番号

次の車両については、「商品であって使用しない軽自動車等」に該当するので、令和 年度軽自動車税の課税免除を申請します。

また、審査に当たっては、課税免除申請車両の現地調査、販売伝票の確認、古物台帳の閲覧等、当該車両の買取・販売等に係る一切の書類及び電子データを、徴税吏員が調査・確認することに同意します。

なお、添付資料内の写真について、課税免除を受けようとする年度の4月1日現在の状況を示すものであることを誓約します。

車両番号 <sup>注1</sup>	取得年月日 <sup>注2</sup>	走行距離			走行距離に差がある場合は該当する理由に○をしてください <sup>注3</sup>	広島市 記入欄
		取得時	4月1日現在	差		
	年 月 日	k m	k m	k m	・試乗 ・運搬 ・その他 ( )	承認 ・ 不承認
	年 月 日	k m	k m	k m	・試乗 ・運搬 ・その他 ( )	承認 ・ 不承認
	年 月 日	k m	k m	k m	・試乗 ・運搬 ・その他 ( )	承認 ・ 不承認
	年 月 日	k m	k m	k m	・試乗 ・運搬 ・その他 ( )	承認 ・ 不承認

1 申請台数 ( 台)

2 添付資料 ※添付資料を確認のうえ□に✓をしてください。

- 古物商許可証の写し  4月1日の保管状況(遠景)の写真<sup>注6</sup>  
 自動車検査証等の写し<sup>注4</sup> ( 枚)  4月1日の走行距離メーターの写真<sup>注6</sup>  
 古物台帳等の写し<sup>注5</sup> ( 枚)  4月1日の車両番号の写真<sup>注6</sup>  
 【内訳書】(走行距離の差が100キロ以上の場合に限る。)

## 注意事項

- 注1 5台以上の申請は、5台目以降を継続紙に記載してください。  
注2 取得年月日は、商品として取得した日(古物台帳の取得日等)を記載してください。  
注3 試乗・運搬以外の目的で使用したことがない軽自動車等が対象となります。  
注4 継続検査のない2輪の軽自動車は、軽自動車届出済証の写しを添付してください。  
電子化された自動車検査証の場合、所有者情報等が券面に表示されないため、自動車検査証交付時に発行される「自動車検査証記録事項」の写し(閲覧アプリ等から出力し、印刷したものも可。)  
注5 古物台帳等の写しに、課税免除申請する軽自動車等の車両番号(車両番号の記載がないものは、記載してください。)には、メーカー等でしるしを付けてください。また、販売業者が商品として取得した時における走行距離を記載していない場合は、取得した時における走行距離が確認できる書類を添付してください。  
注6 4月1日現在の商品車の状況写真を自動車検査証等の写しの裏面に貼付してください。

## 【広島市使用欄】

広島市記入欄のとおりとしてよいでしょうか。

起案日 令和 年 月 日

決裁日 令和 年 月 日

係	係長	所長



# 記載例

令和 8年 4月 4日

## 広島市軽自動車税課税免除申請書

広島市長

課税免除申請する軽自動車等の自動車検査証又は軽自動車届出済証に記載された、4月1日における所有者及び使用者の氏名又は名称と同一である納税義務者が対象です。

納税義務者

住所又は所在地 広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇〇  
(法人の場合は代表者の氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇  
連絡先電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇  
古物商許可番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

次の車両については、「商品であって使用しない軽自動車等」に該当するので、令和 8年度軽自動車税の課税免除を申請します。

また、審査に当たっては、課税免除申請車両の現地調査、販売伝票の確認、古物台帳の閲覧等、当該車両の買取・販売等に係る一切の書類及び電子データを、徴税吏員が調査・確認することに同意します。

なお、添付資料内の写真について、課税免除を受けようとするものであることを誓約します。

試乗とは購入するかどうかを判断するため、乗り心地や走り具合を確認する目的で、短時間使用することをいいます。

対象軽自動車等の記入については、古物台帳と同じ順番でお書きください。

年月日 <sup>注2</sup>	走行距離			合は該当する理由に○をしてください <sup>注3</sup>	広島市記入欄
	取得時	4月1日現在	差		
令和 7年 12月 9日 広島580か〇〇〇〇	k m 20000	k m 20015	k m 15	・試乗 ・運搬 ・その他 ( )	承認 ・ 不承認
令和 8年 1月 15日 広島580こ〇〇〇〇	k m 30000	k m 30050	k m 50	・試乗 ・運搬 ・その他 ( )	承認 ・ 不承認
令和 8年 2月 27日 広島580き〇〇〇〇	k m 20000	k m 20100	k m 100	・試乗 ・運搬 ・その他 ( ) 〔内訳書〕のとおり	承認 ・ 不承認
	k m	k m	k m	・試乗 ・運搬	承認 ・ 不承認

訂正する場合は、二重線で訂正してください。

運搬とは、当該軽自動車等の展示場所の移動などをいいます。

取得時と4月1日の走行距離の差が100km以上ある場合は、別途【内訳書】を作成してください。

添付資料を確認し、「✓」をしてください。

- 1 申請台数 ( 3台)  
2 添付資料 ※添付資料を確認のうえ口に✓をしてください。  
古物商許可証の写し 4月1日の保管状況(遠景)の写真  
自動車検査証等の写し<sup>注4</sup> ( 3枚) 4月1日の走行距離メーターの写真<sup>注6</sup>  
古物台帳等の写し<sup>注5</sup> ( 3枚) 4月1日の車両番号の写真<sup>注6</sup>  
【内訳書】(走行距離の差が100キロ以上の場合に限る。)

### 注意事項

- 注1 5台以上の申請は、5台目以降を継続紙に記載してください。  
注2 取得年月日は、商品として取得した日(古物台帳の取得日等)を記載してください。  
注3 試乗・運搬以外の目的で使用したことがない軽自動車等が対象となります。  
注4 継続検査のない2輪の軽自動車は、軽自動車届出済証の写しを添付してください。  
電子化された自動車検査証の場合、所有者情報等が券面に表示されないため、自動車検査証交付時に発行される「自動車検査証記録事項」の写し(閲覧アプリ等から出力し、印刷したものも可。)  
注5 古物台帳等の写しに、課税免除申請する軽自動車等の車両番号(車両番号の記載がないものは、記載してください。)には、マーカー等でしるしを付けてください。また、販売業者が商品として取得した時における走行距離を記載していない場合は、取得した時における走行距離が確認できる書類を添付してください。  
注6 4月1日現在の商品車の状況写真を自動車検査証等の写しの裏面に貼付してください。

### 【広島市使用欄】

広島市記入欄のとおりとしてよいでしょうか。  
起案日 令和 年 月 日  
決裁日 令和 年 月 日

係	係長	所長